

## 別表第1 消火器具の点検の基準

### 機器点検

次の事項について確認すること。

#### (1) 設置状況

##### ア 設置場所

通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあること。

##### イ 設置間隔

防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。

##### ウ 適応性

設置した場所の消火に適応する消火器具であること。

##### エ 耐震措置(転倒により消火薬剤が漏出するおそれのある消火器に限る。)

震動等による転倒を防止するための適当な措置が講じられていること。

#### (2) 表示及び標識

損傷、汚損、脱落、不鮮明なもの等がなく、所定のものが設けられていること。

#### (3) 消火器の外形

##### ア 本体容器

消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

##### イ 安全栓の封

損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること。

##### ウ 安全栓

変形、損傷等がなく、確実に装着されていること。

##### エ 使用済みの表示装置

変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと。

##### オ 押し金具及びレバー等の操作装置

変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。

##### カ キャップ

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

##### キ ホース

変形、損傷、老化、つまり等がなく、本体容器と緊結されていること。

##### ク ノズル、ホーン及びノズル栓

変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースと緊結されており、二酸化炭素消火器にあっては、ホーン握りの脱落がないこと。

##### ケ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正であること。

##### コ 圧力調整器

変形、損傷等がないこと。

##### サ 安全弁

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

##### シ 保持装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、消火器を容易に取りはずせること。

##### ス 車輪(車載式消火器に限る。)

変形、損傷等がなく、円滑に回転すること。

##### セ ガス導入管(車載式消火器に限る。)

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

#### (4) 消火器の内部及び機能

消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)のうち、製造年から3年(化学泡消火器にあっては設置後1年、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年)を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、消火器の外形の点検において安全

栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器にあっては、抜取り方式により点検を行うことができる。

ア 本体容器及び内筒等

(ア) 本体容器

内面に腐食、防錆材料の脱落等がないこと。

(イ) 内筒等

損傷、腐食、漏れ等がないこと。

(ウ) 液面表示

明確にされていること。

イ 消火薬剤

(ア) 性状

変色、腐敗、沈澱物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあっては、固化がないこと。

(イ) 消火薬剤量

所定量あること。

ウ 加圧用ガス容器

著しい腐食がなく、加圧用ガスが所定量あること。

エ カッター及び押し金具

変形、損傷等がなく、操作用のレバー、ハンドル等を操作した場合に、カッター及び押し金具が確実に作動すること。

オ ホース

ホース及びホース接続部につまり等がないこと。

カ 開閉式ノズル及び切替式ノズル

開閉操作又は切替操作が容易にできること。

キ 指示圧力計

正常に作動すること。

ク 使用済みの表示装置

正常に作動すること。

ケ 圧力調整器

正常に作動すること。

コ 安全弁及び減圧孔(排圧栓を含む。)

変形、損傷、つまり等がなく、確実に作動すること。

サ 粉上り防止用封板

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

シ パッキン

変形、損傷、老化等がないこと。

ス サイホン管及びガス導入管

変形、損傷、つまり等がなく、確実に取り付けられていること。

セ ろ過網

損傷、腐食、つまり等がないこと。

ソ 放射能力

車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないこと。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

(6) 簡易消火用具

ア 外形

水バケツ及び水槽に、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 水量等

水槽の水、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩が規定量あること。